

## 協議第 8 号

### 防災関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-2 防災関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 防災会議については、新町において設置する。</li><li>2 地域防災計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</li><li>3 相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。</li><li>4 防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。</li></ol>	

「協議第8号 防災関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-2 防災関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 防災会議については、新町において設置する。</p> <p>2 地域防災計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>3 相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。</p> <p>4 防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。</p>

26

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
1 防災会議	<p>幕別町防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制</li> <li>会長 町長</li> <li>委員 13名</li> </ul>	<p>更別村防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制</li> <li>会長 村長</li> <li>委員 12名</li> </ul>	<p>忠類村防災会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制</li> <li>会長 村長</li> <li>委員 13名</li> </ul>	新町において設置する。
2 地域防災計画	<p>幕別町地域防災計画 平成元年度策定 (平成16年度一部修正予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の内容</li> <li>本編</li> <li>総則</li> <li>防災組織</li> <li>災害情報通信計画</li> <li>災害予防計画</li> <li>災害応急対策計画</li> <li>特殊災害対策計画</li> <li>事故災害対策計画</li> <li>災害復旧計画</li> </ul>	<p>更別村地域防災計画 昭和59年度策定 (平成14年度一部改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の内容</li> <li>風水害等防災計画編</li> <li>総則</li> <li>災害予防計画</li> <li>災害応急対策計画</li> <li>災害復旧計画</li> </ul>	<p>忠類村地域防災計画 昭和39年度策定 (平成10年度全文改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の内容</li> <li>風水害等防災計画編</li> <li>総則</li> <li>災害予防計画</li> <li>災害応急対策計画</li> <li>災害復旧計画</li> </ul>	新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
2 地域防災計画 (つづき)	資料編  ・避難場所 27箇所 ・避難収容施設 27箇所	地震防災計画編 総則 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 ・避難場所 15箇所 ・避難所 31箇所	地震防災計画編 総則 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 ・収容避難所 8箇所	
3 災害時の相互 応援支援協定	・災害時の医療救護活動に関する協定 ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 ・災害時における幕別町内郵便局と幕別町間の協力に関する協定 ・災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定 ・P Gネットワーク相互応援協定	・災害時の医療救護活動に関する協定 ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	・災害時の医療救護活動に関する協定 ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	関係団体と協議のうえ新町において調整する。
4 防災行政無線	該当なし	防災行政無線 遠隔制御装置 2台 主制御装置 1台 基地局 2台 陸上移動局 14台 携帯局 4台 屋外拡声装置 5機 個別受信機 1,186台 (全戸配布 - 無償貸与)	防災行政無線 遠隔制御装置 1台 基地局 1台 屋外拡声装置 3機 個別受信機 726台 (全戸配布 - 無償貸与)	現設備を新町に引き継ぐものとする。

## 防災関係事業の取扱いに関する法令

### 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

#### （市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

#### （市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かななければならない。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

#### （関係行政機関等に対する協力要求）

第21条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

## 先進事例

### あきる野市(東京都)

当面は現行のとおり。災害時における指揮命令系統に支障が生じないように、早期に統一できるように調整する。

### 西東京市(東京都)

総合防災訓練、防災行政無線は、現行の内容を統一して実施。

おおさきかみじまちょう

### 大崎上島町(広島県)

- (1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。
- (2) 伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備するものとする。
- (3) 防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。

やまやまがたし

### 山県市(岐阜県)

- (1) 災害対策本部、防災会議については合併時に新たに設置する。
- (2) 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。
- (3) 防災無線については、新町において速やかに統合を図る。

### いの町(高知県 合併予定-平成16年10月1日)

- (1) 地域防災計画は、合併後新町において速やかに策定する。
- (2) 災害対策本部及び配備体制については、合併後速やかに本・支所ごとに定める。
- (3) 災害時の相互応援支援協定については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 防災訓練については、地域防災計画策定時に計画する。
- (5) 避難場所については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (6) その他防災組織設置については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (7) 同報系無線(固定系)については、既設備を運用し、緊急放送体制を確保する。  
移動系防災無線については、既設備を運用する。